

指 示

令和5年11月21日

富岡町長 殿

写) 福島県知事 殿

平成23年(2011年)福島第一原子力発電所
事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。

記

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に伴い、富岡町において設定された帰還困難区域のうち別紙に記載する区域については、平成30年12月21日に原子力災害対策本部において決定した『特定復興再生拠点区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて』における避難指示解除の要件を満たすことから、令和5年11月30日午前9時をもって解除し、居住者等に対してその旨周知すること。

以上

(別紙)

富岡町

帰還困難区域	<p>富岡町大字小良ヶ浜 字赤坂のうち48番地、314番地、 315番地、401番地5から6、 404番地3から4、 405番地2から3、616番地 字松の前のうち45番地</p> <p>県道小良ヶ浜野上線※帰還困難区域の全区間、県道広野小高線※帰還困難区域の全区間、町道1007号（宮の原小良ヶ浜線）※帰還困難区域の全区間、町道2004号（小良ヶ浜線）※帰還困難区域の全区間、町道3090号（赤坂線）（大字小良ヶ浜字赤坂278番1地先から大字小良ヶ浜字赤坂213番1地先まで）、町道3174号（新田小良ヶ浜線）（大字小良ヶ浜字赤坂777番地）、町道3091号（松葉原線）、※帰還困難区域の全区間及び法定外道路（大字小良ヶ浜字松の前378番地先から大字小良ヶ浜字松の前45番地先まで）</p>
--------	--